

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

証拠説明書（甲A）（4）
（甲A115号証～甲A150号証）

2024（令和6）年9月13日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
 ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作成者 作成日	立 証 趣 旨 (備考)
甲A 115	「旧姓使用の状況に関する調査報告書（概要版）」（写し）	株式会社インテリサーチ（内閣府委託調査） 2017年3月	旧姓の通称使用は拡大しているが、認めない企業も多いこと。 2016（平成28）年の調査によると、「旧姓使用を認めている」又は「条件付きで旧姓使用を認めている」企業の割合の合計は、全体ではまだ49.2%、1000人以上の規模の企業では74.6%であること。（7頁）。 企業が旧姓使用を認めない理由として、「人事関連の手続きが煩雑になる」「給与等の支払関連の社内手続きが煩雑になる」といった理由が挙げられていること（12頁）。
甲A 116	「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（写し）	各省庁人事担当課長会議 2001年7月1日	旧姓の通称使用の拡大。 国家公務員（一般職）について、2001（平成13）年10月1日から職場での呼称、座席表、原稿執筆、人事異動通知書等について旧姓使用が認められるようになったこと。
甲A 117	「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（写し）	各省庁人事担当課長会議 2017年8月31日	旧姓の通称使用の拡大。 国家公務員（一般職）について、2017（平成29）年9月1日以降に各府省が要綱等で定める日より、法令上又は実務上特段の支障が生じるも

			のを除き、旧姓の使用を認めることとされたこと（1頁・別添1）。
甲A 118	読売新聞9月2日朝刊記事 (抄) (写し)	読売新聞社 2017年9月2日	旧姓の通称使用の拡大。 女性活躍の一環として、甲A117により、内部文書のみならず、本人が希望すれば、法的効果を伴う行政処分や立入検査など国民向けに出す法令上の文書についても、原則として旧姓の使用を認めることとなったこと。
甲A 119	「裁判所職員の旧姓使用について(通達)」 (写し)	最高裁事務総長今崎幸彦 2017年7月3日	平成27年最高裁大法廷判決後の旧姓の通称使用の拡大。 最高裁判所は、の2017（平成29）年9月1日から、裁判所職員につき、給与の支給及び共済組合の事務に関する文書を除き、職場における呼称、人事異動通知書等さまざまな文書（判決書等の裁判関係文書を含む。）について、希望者は旧姓を使用することができることとしたこと。
甲A 120	「裁判官の現任員に対する旧姓使用者の割合」 (写し)	最高裁判所事務総局 2024年	2023（令和5）年12月1日現在、裁判官3403人中、旧姓を使用する者は132人（3.9%）であること。
甲A 121	「検察職員のうち、2023年に旧姓で仕事をしている職員数（全体数、うち旧姓使用者数）について」（写し）	法務省刑事局 2024年	2023（令和5）年において、検察官2766人中、旧姓を使用する者は93人、その他検察庁職員（検察事務官を含む）9099人中、旧姓を使用する者は174人であること。
甲A 122	「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」（写し）	内閣府男女共同参画局 2023年6月30日	令和3年大法廷決定後の急速な旧姓使用の拡大。 2023（令和5）年5月31日現在の314の国家資格、免許等における旧姓使用の現状。ほとんど資格取得時から旧姓使用ができることになったこと。

甲A 123	「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」 (写し)	内閣府男女共同参画局 2021年10月31日	2021(令和3)年10月31日現在の302の国家資格、免許等における旧姓使用の現状。
甲A 124	「住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について」 (写し)	総務省 作成日不明 2018年頃	平成27年最高裁大法廷判決後の旧姓の通称使用の拡大。 2019(令和元)年11月より、住民票及びマイナンバーカード(個人番号カード)への旧姓併記が可能となったこと。その表記方法は、括弧書きまたは付記のような形式にすぎないこと。
甲A 125	「照会事項に対する回答」 (写し)	世田谷区長保坂展人 2024年1月29日	住民票等で旧姓併記が認められても、その他の多くの行政文書では住民の旧姓併記は認められず戸籍名のみでの表記であること。 旧姓の通称使用は限定的なものであること。 住民票等の旧姓併記を認めるためのシステム整備等に世田谷区では補助金を得つつ41,746,000円を支弁したこと。
甲A 126	「運転免許証への旧姓併記について」 (写し)	警視庁 作成日不明 2018年頃	2018(平成30)年12月1日より、運転免許証における括弧書きでの旧姓併記が可能となったこと。
甲A 127	所有権の登記名義人への旧氏の併記について (不動産登記関係) (写し)	法務省 2024年4月1日	旧姓の通称使用の拡大。 2024(令和6)年4月、不動産登記簿における所有権の登記名義人について、括弧書きで旧姓併記することができるようになったこと。
甲A 128	読売新聞2017年8月23日朝刊記事 (抄)(写し)	読売新聞社 2017年8月23日	2017(平成29)年7月、政府は全国銀行協会に対し、「可能な限り円滑に」旧姓での口座開設などが行えるよう協力を求めたこと。

			ただし、旧姓での口座開設を認める大手銀行でも積極的には周知をしておらず、実際に認めるかどうかは現場の裁量に委ねられていること。
甲A 129	「女性活躍加速のための重点方針2018」 (写し)	内閣府・すべての女性が輝く社会づくり本部 2018年6月12日	「女性活躍加速のための重点方針2018」において、「銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働き掛けを行う」ことが重点項目とされたこと(27頁)。
甲A 130	「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート結果概要」 (写し)	内閣男女共同参画局及び金融庁監督局 2022年9月6日	旧姓の銀行等の口座開設は進んでいないこと。 進まない理由として、「マネーロンダリング及びテロ資金供与防止対応に懸念が生じる」「システム改修が必要となる」「旧姓に対応している金融機関と対応していない金融機関における同一人の口座間取引に懸念がある」等が挙げられていること(4頁)。 2022年現在、旧姓の新規口座開設を認めている銀行は62.4%、3分の1以上の銀行で認められていない(3頁)。信用組合で認めているのは11.0%、約9割で認められていない(3頁)。 また、認めている銀行でも周知には消極的であること(6頁)。
甲A 131	日本経済新聞 2021年8月30日付記事 (写し)	日本経済新聞社 2021年8月30日	2021(令和3)年8月、マネーロンダリング(資金洗浄)対策を審査する国際組織「金融活動作業部会」(FATF)は、対日審査の結果として、小規模な金融機関などの対応が不十分であるとして、実質不合格の判定結果を示したこと。
甲A 132	参議院内閣委員会会議録第6号 (抄) (写し)	参議院内閣委員会 2022年11月24日	国会において、ダブルネームの悪用の危険もある旧姓口座の拡大の政策を進めることは、「個人認証の厳格化に逆行」するのではないかと批判され、本当に旧姓の通称使用の拡

			大だけでよいのかと指摘されていること（9頁及び11頁）。
甲A 133	調査報告書（クレジットカードについて） （写し）	原告ら代理人弁護士大谷秀美 2024年6月9日	旧姓使用不可の例。限界があること。2024年の調査対象としたクレジットカード会社では、旧姓併記の運転免許証やマイナンバーカードを保有し、かつ、旧姓名義の銀行口座を有する者であっても、旧姓名義のクレジットカードの新規作成ができないこと。 上記の結果は、全国弁護士協同組合連合会と提携して弁護士専用の事業用（ビジネス）クレジットカードのサービスを提供している各クレジットカード会社に対して、旧姓を職務上の氏名として使用している弁護士が申込みを行った場合も同様であったこと等。
甲A 134	調査報告書（住宅ローンについて） （写し）	原告ら代理人弁護士大谷秀美 2024年6月2日	旧姓使用不可の例。限界があること。2024年に調査対象とした銀行では、住宅ローンに関する金銭消費貸借契約を旧姓で締結することは不可能であること等。
甲A 135	調査報告書（生命保険） （写し）	原告ら代理人弁護士久道瑛未 2024年8月16日	旧姓使用不可の例。限界があること。2024年の調査によれば、回答があった生命保険会社4社のうち、3社はいずれも、旧姓のみでの契約または戸籍名と旧姓が併記された名義での契約のいずれも締結不可との回答であったこと。
甲A 136	調査報告書（携帯電話について） （写し）	原告ら代理人弁護士大谷秀美 2024年6月2日	旧姓使用不可の例。限界があること。2024年の調査によれば、株式会社NTTドコモは、旧姓併記の運転免許証やマイナンバーカードの本人確認書類が確認できれば、旧姓名義での契約は可能である一方、KDDI株式会社は、旧姓名義での契約は限定的にのみ認め、ソフトバンク株

			式会社は旧姓名義での契約はできないこと等。
甲A 137	報道発表「旅券 (パスポート) の旧姓併記につ いて」 (写し)	外務省 2020年12月 25日	外務省が、2021(令和3)4月1 日以降、パスポートの旧姓併記に関 する従前の非常に厳格な要件を緩和 したこと等。
甲A 138	メール (受信者：参議 院議員打越さく 良事務所政策担 当秘書) (写し)	外務省領事局旅券 課首席事務官 2023年10月 12日	パスポートにおける旧姓使用の限界 ① 2021(令和3)年4月から2 023(令和5)年9月までの間 における、別名併記されたパス ポートの発行数は、1万100 0件であること ② 上記①のパスポートの要式故 に、旅券面には戸籍名が記載さ れ、別名は、戸籍名に続けて、括 弧書きで併記されるどころ、別 名併記はICAO文書には規定 されていない例外的な措置であ るため、ICチップ及びMRZ (Machine Readable Zone、機械で旅券 情報を読み取るために身分事項 頁の下段に印字されているコー ド)部分には記録されないこと 等。
甲A 139	日本経済新聞2 016年5月1 4日記事 (抄) (写し)	日本経済新聞社 2016年5月1 4日	パスポートにおける旧姓使用の限 界。 パスポートに組み込まれているIC チップの情報は国際標準で定められ ており、日本独自での改良は不可能 なため、入国審査の際は、本名の提示 が必要であること等
甲A 140	「パスポートの 『旧姓併記』で 途方もない苦労 が発生した既婚 女性の憂鬱」と 題する記事	現代ビジネス 2020年11月 26日	外国において旧姓併記のもたらす困 難。アメリカでは、パスポート、銀行 口座、ソーシャルセキュリティカー ドなどにおける旧姓併記の有無や旧 姓の記載方法がそれぞれ異なってい ると、名前の統一がされていないと

	(写し)		いう理由で、運転免許証を取得することができないことさえあること等。
甲A 141	重点方針専門調査会(第19回)議事録 (抄) (写し)	内閣府男女共同参画局 2019年4月24日	内閣府の男女共同参画会議重点方針専門調査会において、外務省旅券課によるパスポートへの旧姓併記にかかる検討報告において、旧姓併記のパスポートに関するトラブルや不利益が具体的に指摘されていたこと等。
甲A 142	「添付書面としての本人確認証明書及び旧氏の併記について」 (写し)	法務省2022年9月	2022(令和4)年9月1日より商業登記簿等の法人の役員名につき、括弧書きで旧姓併記が認められるようになったこと。
甲A 143	家族の法制に関する意識調査	内閣府 2021年	旧姓の通称使用は不便不利益を伴うこと。 2021(令和3)年の内閣府による「家族の法制に関する意識調査」によれば、婚姻に際して氏を変更することによって「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた人のうち、59.3%の人が「通称を使うことができて、それだけでは、対処しきれない不便・不利益があると思う」と答えていること。(8頁)
甲A 144	「平成31年度行政事業レビューシート」(女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に必要経費) (写し)	総務省 2019年度	旧姓併記のために2019年までにシステム改修等に要した総費用は175億円以上にも及んでいること。
甲A 145	「結婚に関する口座の手続き」 (写し)	一般社団法人全国銀行協会 不明	旧姓口座にリスクと不便があること。 全国銀行協会のホームページには、金融機関の破綻の際のペイオフ保証

			<p>に関して戸籍名と口座名が違えば本人とみなされない場合があること、定期預金を解約する際に本人確認が必要となることなどが警告されていること。</p>
甲A 146	<p>第101期定時株主総会招集ご通知（抄） （写し）</p>	<p>東映株式会社 2024年6月6日</p>	<p>役員の新姓併記の弊害。 株主総会の招集通知に、旧姓使用している役員につき、注として業務上一切使用しない戸籍名が記載され、プライバシーが開示されてしまうこと。</p>
甲A 147	<p>「異なる選択を許容し尊重する社会の実現に向けて」 （写し）</p>	<p>日本取締役協会 会長富山和彦 2024年7月3日</p>	<p>役員や管理職の女性が急速に増加する現在、通称使用制度ではビジネスキャリア形成を促進しえないこと。 2024（令和6）年、日本取締役協会は、「コーポレート・ガバナンスの強化のためには、女性の社会進出、取り分け、経営の意思決定を担う取締役や経営幹部になる女性の比率を高めることが強く望まれる。」と提言したこと。中途半端な「旧姓併記」制度では、女性の進出における障害が取り除かれたとは言い難いこと。</p>
甲A 148	<p>男女共同参画会議基本問題専門調査会議事録 （写し）</p>	<p>男女共同参画会議基本問題専門調査会 2001年6月29日</p>	<p>旧姓の通称使用の弊害。 2001（平成13）年、内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会において、「旧姓使用を広く浸透させるためには、相当のコスト、労力等を伴う」「行政関係の文書に限っても所管省が多岐にわたっており、足並みをそろえた対応が困難（旧姓使用を部分的に認めることは、却って他の手続との関係で混乱を生じさせるおそれ。）」等の、通称使用の問題の指摘がなされていたこと。</p>
甲A 149	<p>選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ （写し）</p>	<p>男女共同参画会議基本問題専門調査会 2001年10月</p>	<p>旧姓の通称使用の弊害。 2001（平成13）年10月、男女共同参画会議基本問題専門調査会は、「選択的夫婦別氏制度に関する審議</p>

		11日	の中間まとめ」を公表し、「今後旧姓の通称使用の範囲が拡大したとしても、長期間保存される公的書類においては戸籍名と異なる通称使用に限界がある。また、通称名と戸籍名の使い分けに伴う混乱等はなお存在する。」との懸念を明示していたこと。
甲A 150	「婚姻・家族制度の内容形成における考慮事項とその具体的展開」甲南法学58巻3・4号111頁 (写し)	篠原永明教授 2018年	通称使用による解決への批判 平成27年最高裁大法廷判決批評。 篠原永明甲南大学教授は、「夫婦同氏制合憲判決は、氏を変更することに伴う人格的利益に関する問題の解決を通称使用へ丸投げしているが、通称使用では、氏に由来する『アイデンティティ』の保持という問題には答えられない。」と批評していること。
甲A 26	「婚姻の際に夫婦別氏の選択を許さない民法750条及び戸籍法74条1号の合憲性」新・判例解説Watch30号23頁 (写し)	土井真一教授 2022年4月	土井真一京都大学教授は、「通称使用（中略）の拡大は、家族関係の徴表機能など、夫婦同氏制を支える根拠の喪失を示す立法事実であるとともに（中略）、氏名の同一性を保持する人格的利益の重要性が高まっていることを示す憲法解釈の前提となる事実でもある。これらの事実は、夫婦同氏の立法政策上の当否のみならず、その合憲性の判断にも影響を及ぼし得るものである。」と批評していること。
甲A 43	「憲法上の権利の制限と内容形成」法学研究97巻2号1頁 (写し)	小山剛教授 2024年	小山剛慶応大学教授は、「35年前に初めて氏名権を一般的人格権の一内容であるとしたこの判決（原告代理人注：ドイツの1988年決定を指す）の後、ドイツでは、晩婚化や再婚等による婚姻年齢の多様化など、氏名とアイデンティティとの結びつきは一層重視され、連邦憲法裁判所の2004年前婚氏判決や連邦通常裁判所の2020年の呈示決定は、その程度（原告ら代理人注：出生氏の婚氏への前置

			や併記等を指す)の不利益緩和では人格権侵害を正当化できるものではないとしている。通称使用の拡大は、日常生活における煩雑さの緩和や職業生活における継続性の維持には寄与するであろうが、人格権としての氏名権との関係では、通称は、正規の氏と質的に異なるものであり続ける。」として、ドイツ判例を紹介・引用しつつ、日本の平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定の通称使用についての判断を厳しく批判していること。
--	--	--	--

以上